

○北海道警察署協議会の委員の委嘱手続等に関する規程

北海道公安委員会規程第9号

平成13年4月12日

改正 平成31年2月6日第1号

北海道警察署協議会の委員の委嘱手続等に関する規程を次のように定める。

北海道警察署協議会の委員の委嘱手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）が行う警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱（以下「委嘱」という。）及び北海道警察署協議会条例（平成13年北海道条例第8号）第3条第4項の規定により道公安委員会が行う委員の解嘱（以下「解嘱」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委嘱は、道公安委員会が委嘱状（別記第1号様式）を交付して行うものとする。

2 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、委嘱のための参考資料として、警察署協議会委員候補者調書（別記第2号様式）を道公安委員会に提出するものとする。

(解嘱)

第3条 解嘱は、道公安委員会が解嘱通知書（別記第3号様式）を交付して行うものとする。

2 警察本部長は、委員が北海道警察署協議会条例第3条第4項に規定する解嘱事由に該当すると認めるときは、警察署協議会委員解嘱事由調書（別記第4号様式）を道公安委員会に提出し、当該委員の解嘱を求めることができる。

(方面公安委員会の意見)

第4条 方面公安委員会は、委嘱及び解嘱に当たり、当該方面管内の委員に関し、必要により、道公安委員会に対し意見を述べることができる。

(委員名簿)

第5条 警察署長は、当該協議会について、警察署協議会委員名簿（別記第5号様式）を作成して警察署に備え付け、一般の閲覧の用に供するものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成31年北海道公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年2月6日から施行する。

委 嘱 状

（氏 名）

殿

警察署協議会委員に委嘱します

委嘱期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

北海道公安委員会



別記第2号様式 (第2条関係)

警察署協議会委員候補者調書				
ふりがな 氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	新任 再任 (期目)
住 所				
職 業		勤務先・役職		
所属(推薦) 組織・団体 等の名称・ 役職				
主な経歴 (職歴・公職等)				
健康状態		その他特記事項		
警察署長 の 所 見				
		年 月 日	警察署長	印

注 規格は、A列4番縦長とする。

解 嘱 通 知 書

殿

年 月 日をもって 警察署協議会委員の職を解きます

年 月 日

北海道公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

警察署協議会委員解嘱事由調書			
委員の氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
委嘱期間	年 月 日から 年 月 日まで		
解嘱することが相当と認められる理由			
本人の意向			

注 規格は、A列4番縦長とする。

